

福岡県公報

令和7年11月21日
第 648 号

目次

告 示（第642号－第645号）

- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 1
- 生活保護法に基づく介護機関の指定（保護・援護課）…………… 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更（保護・援護課）…………… 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止（保護・援護課）…………… 2

公 告

- 令和7年度福岡県文化賞被表彰者（文化振興課）…………… 2
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（住宅計画課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（開発・盛土指導課）…………… 2
- 土地改良区の清算人の就任（農村森林整備課）…………… 3

選挙管理委員会

- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の異動の報告（行財政支援課）…………… 3

監 査 委 員

- 監査結果の公表（監査委員事務局監査第一課）…………… 3
- 監査結果の公表（監査委員事務局監査第二課）…………… 6

雑 報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集（男女共同参画推進課）……………10

告 示

福岡県告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	国 道	200号	前	飯塚市佐與1536番1先から 飯塚市佐與1543番1先まで	34.0 ～ 34.5	49.0
			後	飯塚市佐與1536番1先から 飯塚市佐與1543番1先まで	28.5 ～ 28.6	49.0

福岡県告示第643号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年11月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
粕居332	グループホームいやしの家	糟屋郡志免町別府二丁目1番8号	R 7・9・24	認共・予認共

福岡県告示第644号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条

第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 7 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田介112	医療法人恭和会後野医院	田川市大字夏吉262	田川市大字伊田3867-1	R 6・10・23
田居303	訪問看護 一縁	田川市大字伊加利809 スマイルホーム101号	田川市大字伊加利808-2 スマイルホーム101	R 7・7・1
那珂居 5	訪問介護 K O K O R O	那珂川市片縄二丁目15 メゾン那珂川306号	春日市昇町五丁目88 エクセルガーデン201	R 7・8・31
粕居318	うえのヘルパーステーション	糟屋郡宇美町光正寺二丁目6-20	糟屋郡志免町志免二丁目10-20	R 6・9・21

福岡県告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 7 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
直介歯38	武田歯科医院	直方市大字頓野1966-1	R 7・9・30

公 告

公告

福岡県文化賞表彰規程（平成5年8月福岡県告示第1254号の2）第4条の規定に基づき、令和7年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同告示第5条第2項の規定により公表する。

令和 7 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

部 門	被 表 彰 者
創造部門	石井 岳龍
社会部門	村上 祥子
奨励部門	鈴木 結生

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条第1項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、法60条第3項の規定により次のように公示する。

令和 7 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 支援法人の名称
株式会社 F C K
- 支援業務の種別
法62条第2号、3号、4号及び6号に掲げる業務
- 支援法人の住所
福岡市中央区白金一丁目8番2号
- 支援業務を行う事務所の所在地
福岡市中央区白金一丁目8番2号
- 指定年月日
令和 7 年 10 月 27 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市薦野字大井手 1399 番 1、1399 番 4 の一部、1399 番 7 から 1399 番 25 まで及び 1401 番 2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市天神五丁目 10 番 3 号

株式会社長崎材木店

代表取締役 長崎 秀人

公告

解散した清算法人糸島市二丈土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 19 項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 11 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
重 正善	糸島市二丈深江 2229 番地
森田 英則	糸島市二丈福井 4535 番地
吉住 敏久	糸島市二丈吉井 997 番地 1
福岡 利明	糸島市二丈長石 285 番地
青木 勉	糸島市神在東四丁目 3 番 12 号
古川 卓郎	糸島市二丈上深江 133 番地
田中 満治	糸島市二丈松末西一丁目 7 番 1 号
山田 晴幸	佐賀県唐津市浜玉町大江 86 番地
吉住 圭樹	糸島市二丈深江一丁目 12 番 20 号（201）

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第 100 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号に基づき、公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の異動があった旨、次のとおり報告があったので、同条第 4 項により告示する。

令和 7 年 11 月 21 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

市町村名		施設名	所在地	異動年月日
須恵町	新	尾仲公民館	糟屋郡篠栗町尾仲 3 丁目 14 番 13 号	令和 7 年 11 月 1 日
	旧	尾仲公民館	糟屋郡篠栗町大字尾仲 782 番地 11	

監 査 委 員

監査公表第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等 21 機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 21 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	渡 辺 美 穂

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）
に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回
以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関21機関

(2) 監査対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、
併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施し
た。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和7年5月13日～令和7年9月24日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
福岡農林事務所	所	令和7年6月24日～26日
朝倉農林事務所	所	令和7年5月20日～22日
八幡農林事務所	所	令和7年6月3日～6日
飯塚農林事務所	所	令和7年6月10日～12日
筑後農林事務所	所	令和7年6月17日～19日
行橋農林事務所	所	令和7年5月27日～29日
農林業総合試験場	場	令和7年5月27日～29日
農林業総合試験場資源活用研究センター		令和7年5月30日
農林業総合試験場豊前分場		令和7年6月17日～18日
農林業総合試験場筑後分場		令和7年5月30日
農林業総合試験場八女分場		令和7年5月13日～14日
農林業大学校		令和7年5月30日

監査対象機関名	監査実施日
中央家畜保健衛生所	令和7年5月22日～23日
北部家畜保健衛生所	令和7年5月15日～16日
両筑家畜保健衛生所	令和7年6月12日～13日
筑後家畜保健衛生所	令和7年6月19日～20日
筑後川水系農地開発事務所	令和7年6月3日～4日
水産海洋技術センター	令和7年6月5日～6日、9月24日
水産海洋技術センター有明海研究所	令和7年6月10日～11日
水産海洋技術センター豊前海研究所	令和7年5月20日～21日
水産海洋技術センター内水面研究所	令和7年5月30日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部及び建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等13機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和7年11月21日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	渡辺美穂

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関13機関

(2) 監査対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和7年5月13日～令和7年9月22日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
福岡県土整備事務所	令和7年6月10日～6月13日
久留米県土整備事務所	令和7年6月17日～6月20日、9月16日
南筑後県土整備事務所	令和7年5月13日～5月16日、9月18日
直方県土整備事務所	令和7年6月3日～6月5日
京築県土整備事務所	令和7年5月20日～5月22日、9月17日
朝倉県土整備事務所	令和7年5月27日～5月29日
八女県土整備事務所	令和7年5月13日～5月15日
北九州県土整備事務所	令和7年5月20日～5月23日、9月19日
田川県土整備事務所	令和7年6月10日～6月12日、9月22日
飯塚県土整備事務所	令和7年5月27日～5月29日
那珂県土整備事務所	令和7年6月17日～6月19日
荻田港務所	令和7年6月3日～6月4日
流域下水道事務所	令和7年6月18日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、
保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、
証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 用地

設計積算及び履行確認等の状況

第2 監査の結果

第1 のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
北九州市土整備事務所	工事	1	用地整備工事において、新たな給水装置の設置に伴い、市に支払う納付金等を設計書に計上する際、諸経費の対象外費用として積算すべきところ、対象としたため、積算過大となっていた。
田川県土整備事務所	補償	1	歩道設置事業に伴い、支障となる建物に収容されていた動産の移転補償において、取扱いが困難な動産の移転料を算定する際、専門業者からの見積りを徴し、実態価格に基づき補償すべきところ、これを行わず、動産を収納するための物品購入費を補償していた。
計		2 件	

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
県土整備部	支出	3	道路維持管理用品の購入について、原材料料費（15 節）で支出すべきところ、その他需用費（10-3 節）で支出していた。
		1	電気設備等の修繕について、その他需用費（10-3 節）で支出すべきところ、委託料（12 節）で支出していた。
	用地	1	用地測量業務委託について、設計書に計上する測量面積及び距離の端数処理は、四捨五入すべきところ、切り捨てで計上していた。また、小数点以下第2位まで計上すべきところ、小数点以下第1位までしか計上していなかった。これらの誤りにより、積算過小となっていた。
計		5 件	

雑 報

福岡県男女共同参画審議会公告

第6次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

令和7年11月21日

福岡県男女共同参画審議会

会長 加藤 聖子

1 意見募集の対象となる事案

第6次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）

2 事案の要旨

第6次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）

第1部 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 基本理念
- 4 計画の期間
- 5 計画の背景
- 6 第5次計画の成果と課題
- 7 施策体系

第2部 施策の方向

柱1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現

(1) 働く場における女性の活躍推進

- ① 女性の就業支援
- ② 働く女性のキャリア形成支援
- ③ 女性の多様な分野への就業促進
- ④ 女性の起業支援

(2) 誰もが希望に応じて働ける環境づくり

- ① 多様で柔軟な働き方の推進
- ② 仕事と生活が両立できる環境の整備

(3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進

- ① 男性の家事・育児等への主体的な取組の推進
- ② 地域コミュニティの運営・社会活動における男女共同参画の推進

(4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進

柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

(1) ジェンダーに基づく暴力の根絶

- ① DV相談体制の充実と関係団体との連携
- ② DV被害者の保護体制の充実と安全確保
- ③ DV被害者のための自立支援と再発防止
- ④ 性暴力等の根絶及び被害者支援
- ⑤ セクシュアルハラスメントの防止
- ⑥ あらゆる暴力根絶のための教育・啓発の推進

(2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

- ① 支援対象者の早期把握と相談体制の充実
- ② 安全の確保と安定した生活に向けた支援
- ③ 多様な主体との協働促進と支援体制の充実
- ④ 人権を尊重する教育・啓発の推進と相談窓口等の周知
- ⑤ 高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備

(3) 生涯を通じた男女の健康支援

- ① 生涯にわたる男女の健康支援
- ② 妊娠・出産の健康支援

(4) 防災・復興における男女共同参画の推進

柱3 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

- (1) ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革
- (2) 学校教育におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進

① ジェンダー平等・男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進

② ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進

第 3 部 推進体制

1 福岡県男女共同参画審議会

2 福岡県ジェンダー平等・男女共同参画行政推進会議

3 福岡県男女共同参画センター「あすばる」の機能強化

4 市町村や関係団体との連携強化

3 事案の閲覧場所等

- ・ 県民情報センター（福岡市博多区東公園 7－7 福岡県庁 1 F）
- ・ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内 7－8 小倉総合庁舎 2 F）
- ・ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町 1642－1 久留米総合庁舎 1 F）
- ・ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩 8－1 飯塚総合庁舎 1 F）
- ・ 京築県民情報コーナー（行橋市中央 1－2－1 行橋総合庁舎 1 F）
- ・ 福岡県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）
- ・ 福岡県男女共同参画センター「あすばる」（春日市原町三丁目 1 番地の 7 クローバープラザ 1 階）

4 意見書の提出期間

令和 7 年 11 月 21 日（金）から令和 7 年 12 月 5 日（金）まで（必着）

5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課

（住所）〒812－8577 福岡市博多区東公園 7－7

（ファクシミリ）092－643－3392

（電子メール）danjo@pref.fukuoka.lg.jp

（問い合わせ先）092－643－3391

別紙

第6次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方(素案)
に関する意見書

住所(所在地)	
氏名(法人名)	
該当頁	
該当項目	
意見	
理由	
備考	

意見書提出の締切 令和7年12月5日(金)必着

意見書の提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール

意見書の提出先

福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課

(住所) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

(FAX) 092-643-3392 (電子メール) danjo@pref.fukuoka.lg.jp

記入上の注意

- 1 意見はできるだけ1項目1ページとし、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。